

市民活動支援センターでの「サポート用品貸出し」手続き手順

(※手続きは全て平日・土曜の午前9時から午後8時までの対応となります。)

	団体	市民活動支援センター
1. 空き状況の確認と仮予約	事前に電話などで、空き状況を確認し、仮予約を行います。	空き状況をお伝えし、仮予約を受け付けます。
2. 申込書の提出 ※以下のメールアドレスへの送付も可 npo-shien@city.ichikawa.lg.jp	貸出しを受けたい日の1週間前* ¹ までに、申込書(様式第1号)を市民活動支援センターへ提出します。	*¹審査には時間を要する場合がありますので余裕を持ってご提出ください。 申込書の内容を審査します。
3. 可否決定通知書の受領	可否決定通知書を受け取ります。	可否決定通知書を発行します。
4. 用品の貸出し	可否決定通知書を持参のうえ、市民活動支援センターの窓口で用品を受け取り。	可否決定通知書を確認のうえ、用品をお渡しします。
5. 貸出し期間	※貸出し期間は10日以内です。	
6. 返却	市民活動支援センターの窓口へ用品を返却します。	用品を受領し、不足品が無いかの確認を行います。